平成２４年（フ）第５０２号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目55番５号　河合コーポ１―203
債務者　三津谷武志
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１５３５号
千葉県山武郡大網白里町北飯塚33番地８、開始決定時の住所千葉市緑区あすみが丘９丁目18番地11
破産者　今野　　勲
1　決定年月日　平成24年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４９３号
千葉市若葉区貝塚町531番地
破産者　株式会社サンテック
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９３０号
千葉市若葉区西都賀１丁目17番１号　サンスクエア都賀402号
破産者　株式会社アローズプラン
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９３１号
千葉市若葉区西都賀１丁目17番１号　サンスクエア都賀402号
破産者　矢田　秀次
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５３３号
千葉県松戸市古ケ崎４丁目3468番地の１　ベルピア北松戸第11―107号
破産者　田中　　拡
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５５８号
千葉県松戸市古ケ崎３丁目3387番地
破産者　見野越　勇
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５５９号
千葉県松戸市新松戸５丁目１番地　新松戸中央パークハウスＢ―217
破産者　新井　弘昭
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２７号
石川県輪島市河井町６部８番地の６
破産者　有限会社聴濤閣
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１２４号
山梨県笛吹市一宮町塩田872番地
破産者　有限会社オールウェイズ
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９０号
千葉県市川市鬼越２丁目１番２号
破産者　有限会社日東綜合建装社
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４９１号
千葉県市川市曽谷４丁目５番１号
破産者　伊賀真一郎
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６８０号
千葉市若葉区みつわ台４―15―４、住民票上の住所千葉市若葉区みつわ台２丁目27番13号グランドサン六番館201号
破産者　湯浅　良枝
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８１４号
千葉市緑区おゆみ野１丁目38番地９ハイツサンフラワー203号
破産者　野口　貞美
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８８７号
千葉市花見川区犢橋町489番地３
破産者　有限会社パワーシティーション
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８８８号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目８番地14
破産者　工藤　勝美
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２７６３号
愛知県知多郡南知多町大字師崎字荒井75番地の２
破産者　合資会社ヤマニ商店
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５４５号
名古屋市千種区仲田２丁目12番22号、商業登記簿上の本店所在地愛知県瀬戸市西米泉町44番地の２
破産者　サプライズ企画合同会社
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１２号
大阪府泉佐野市葵町１丁目４番45号
破産者　マルタカ運輸株式会社
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
岩手県盛岡市北山２丁目１番41号　熊谷アパート103号、登記記録上の本店所在地岩手県盛岡市大通３丁目９番30号
破産者　有限会社キャン
1　決定年月日　平成24年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部